

フォローアップ研修参加申込者からの質問等
(平成30年度9～10月分)

1	9/5 大阪
質問	「監査人」就任(政治資金監査契約締結)の契機はどのようになっているのか、参考まで類型別に教えていただけましたら幸いです。
回答	政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の合意に基づき契約するものです。当委員会において、お尋ねのような契機については承知しておりません。

2	10/12 横浜
質問	家賃や新聞代等の口座振替支払について領収書が発行されない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」の作成が必要でしょうか。
回答	口座振替による支払で領収書等が発行されない場合は、領収書等を徴し難い事情に該当すると考えられます。この場合には、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。 なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は前月分の領収書等に該当します。